参考資料(情報提供資料)

令和4年5月



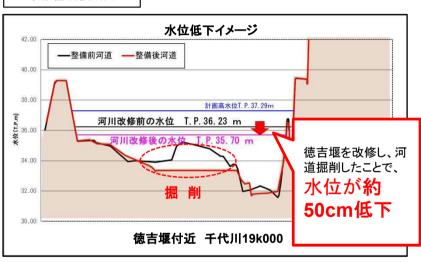
【堰改築・河道掘削の効果】千代川直轄河川改修事業

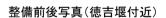


- ■前線の影響により、千代川流域の流域平均総雨量は約282mm(8月13日(金)1:00~15日(金)16:00)を記録し、袋河原水位観測所では氾濫注意水位を超過しました。
- 型を超過じました。
 ■平成26年から流下能力を向上させるため徳吉堰改修と河道掘削を行っており、今回の洪水では、河川改修により徳吉堰付近(鳥取県鳥取市徳吉地区)の水位を約50cm低下させました。



改修箇所横断図









今回の出水状況(袋河原水位観測所付近)

出 水 状 況 (R3.8.15)



令和3年8月15日5:00頃CCTV画像 袋河原地点流量約1200m3/s時 (ピーク流量約1630m3/s8月15日1:30)

参考 平常 田



※数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

SNSを活用した効果的な防災情報発信事例



- リアルタイム性が高く利用者が多いという特徴を有するツイッターは情報が素早く広範囲に拡散すること から災害関連情報の収集や発信に有効
- より効果的な活用手法として以下の取組を実施し一定の成果を確認 取組①メディアとの双方向の情報活用による、情報の信頼性と効果的な情報拡散 取組②防災情報発信の迅速化
 - 取組③出水時の情報を効果的に拡散させるため、日常的に興味の湧く情報の発信も継続

取組(1)

防災メディア連携や他機関連携タイムライン等で連携している地元アナウンサーのツイッターと相互フォローし、危機管理情報をお互い発出することで、情報の信頼性と効果的な情報拡散につながった。 _______







取組(2)

事務所危機管理担当者が迅速に防災情報を出せるように 官携帯からもツイッターが出来ようにしている。





取組③

事務所ツイッターの日常ネタ(記者発表、事務所だより、工事現場との連携、自然、環境、風景、空撮などのシリーズ化)をしっかりと提供することで地道にフォロワー数を伸ばす。





佐波川ツイッターのフォロワー

数が約1.5倍となった!

(約400→600、R3.4→R3.8)

台風10号接近に伴う合同会見

- 広島地方気象台と中国地方整備局が共同で警戒を呼びかける記者会見を実施。
- O 資料を中国地方整備局HPに掲載。
- 合同会見の模様は、YouTubeでライブ配信を実施。終了後YouTubeに公開。

実施日時:

令和2年9月4日(金) 15:00~ 実施場所:広島合同庁舎2号館9階 河川情報管理室

説明者:

広島地方気象台 高見広域防災管理官 中国地方整備局 大作河川調査官

出席者			
会 社 名			
	RCC中国放送		
	TSSテレビ新広島		
テレビ局 (5社)	広島ホームテレビ		
(3 12)	広島テレビ放送		
	NHK		
	毎日新聞		
 新聞社	朝日新聞		
(4社)	読売新聞		
	中国新聞		
計	9社		





記者会見の状況





R3年8月豪雨での広島地方気象台との合同記者会見状況

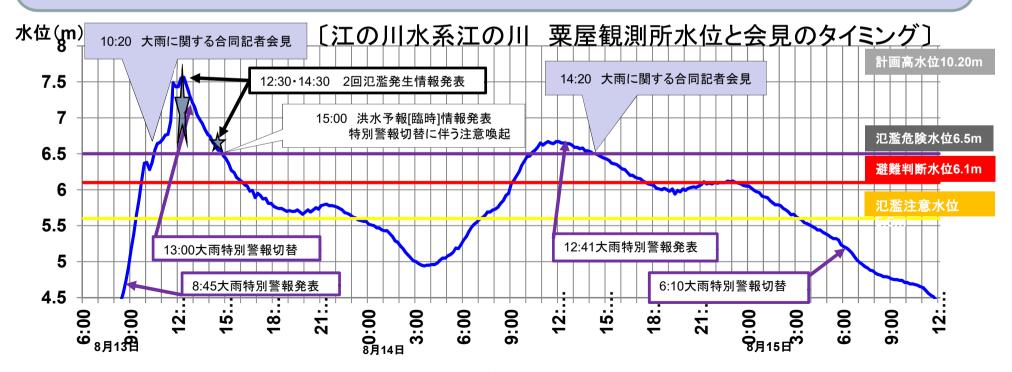








- ・広島地方気象台の大雨特別警報発表に合わせ、気象台と合同により注意喚起を実施
- ・自治体や報道関係者など36機関へ開催案内を行い、13日の会見では報道機関8者の取材とwebによる情報配信を実施



まるごとまちごとハザードマップの取組



まるごとまちごとハザードマップ (想定浸水深表示看板)

「まるごとまちごとハザードマップ」とは

千年に一度起こるかどうかの猛烈な大雨で 予想される最大浸水の深さを"まちなか"に 表示して、地域の洪水の危険性を知ることで 防災への意識を高めます。

No.	施設名	所在地	想定浸水深
1	倉吉市上北条公民館	新田	3.0 m
2	倉吉市上井公民館	大平町	3.3m
3	倉吉市西郷公民館	下余戸	2.6 m
4	倉吉市上灘公民館	上灘町	4.9m
5	倉吉交流プラザ	駄経寺町	5.4m
6	倉吉市成徳公民館	住吉町	4.7m
7	倉吉市役所第2庁舎	堺町2丁目	5.8m
8	倉吉市役所北庁舎	東町	2.2 m
9	倉吉市明倫公民館	福吉町2丁目	2.8m
10	倉吉市社公民館	国分寺	2.0 m
11	倉吉市高城公民館	上福田	1.9m
12	倉吉市小鴨公民館	中河原	0.6m
13	倉吉市上小鴨公民館	上古川	1.5 m
14	倉吉市役所関金庁舎	関金町大鳥居	1.3m

令和3年3月 設置場所 前吉 I/C (14力所) (3) 10 (11) ⑪高城公民館 倉吉市 12 (13) 5.8_m (14) 想定浸水深 期金温泉 ⑦倉吉市役所第2庁舎

※各地区公民館は、令和3年4月に「コミュニティセンター」になります。

出典:倉吉市HPより

マイタイムラインの取組

取組事例

開催日時:令和3年6月11日

受講者数:約50名

概要:倉吉市立河北小学校4年生に対して、事務所職員 が講師となり、マイ・タイムラインの作成指導を実施。 ・直轄沿川36自治体のうち20自治体(55.6%)で実施済

・直轄沿川以外に4自治体で実施済

取組事例

取組事例

概要:川跡地区の民生委員に対して、事務所職員が講師となり、マイ・タイムラインの作成指導を実施。

開催日時:令和3年4月5日

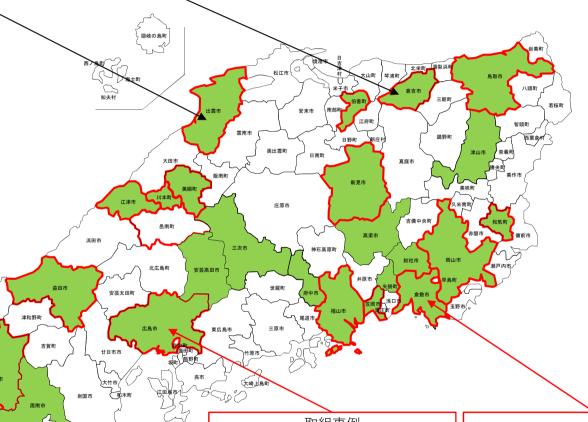
開催日時:令和3年12月15日

受講者数:約12名

受講者数:約15名

概要:防府市立松崎小学校の児童 に対して、事務所職員、防災士が 講師となりマイ・タイムライン作成

の防災教育授業を実施。



■ マイ・タイムライン講習会を実施した市町村

] マイ・タイムライン講習会を今年度実施(予定)の市町村

取組事例

開催日時:令和3年7月31日

受講者数:20名程度

概要:広島リビング新聞社主催の広島市の親子向けマイ・タイムライン講習会において、事務所職員が「逃げキッド」を活用して説明を実施。

取組事例

記者発表日時:令和2年10月8日 概要:倉敷市真備地区の要配慮者のい る家庭において、地域住民、福祉事業 所とともに要配慮者の避難計画をたて、 実際に避難訓練を実施。

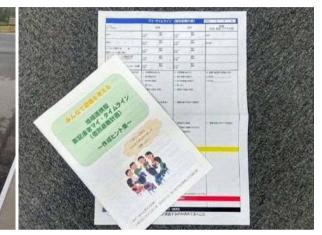
中国地方の取組 ~地域連携型要配慮者マイ・タイムライン~

★地域を巻き込んで、要配慮者が避難できる仕組みを(岡山県倉敷市)



作成中の様子

要配慮者マイ・タイムライン



要配慮者マイ・タイムラインにもとづき 避難訓練を実施

要配慮者マイ・タイムライン 作成ヒント集





作成者の声

劇団OiBokkeShiによる 要配慮者マイ・タイムライン作成動画

事例のポイント:要配慮者(または家族)、隣近所の地域住民、福祉事業所が対面で話をすること

要配慮者利用施設の避難確保計画について



■ 緊急行動計画での取組(R3年度木までに対象の全施設における避難唯保計画	4の作成を完了)
✓ 作成状況、訓練の実施状況を減災対策協議会等で共有し、推進を図る。(身	見える化)
✓ 自治体支援の取り組み「講習会プロジェクト」により推進を図る。	



都道 府県	市町村	対象 施設数	作成済 施設数	未作成 施設数	作成率 (%)
広島県	広島市	1,087	1.001	86	92.1
広島県	呉市	28	25	3	89.3
広島県	竹原市	37	35	2	94.6
広島県	三原市	154	143	11	92.9
広島県	尾道市	84	58	26	69.0
広島県	福山市	844	815	29	96.6
広島県	府中市	132	75	57	56.8
広島県	三次市	85	22	63	25.9
広島県	庄原市	22	7	15	31.8
広島県	大竹市	19	12	7	63.2
広島県	東広島市	66	39	27	59.1
広島県	廿日市市	54	7	47	13.0
広島県	安芸高田市	37	21	16	56.8
広島県	海田町	27	27	0	100.0
広島県	熊野町	2	0	2	0.0
広島県	安芸太田町	19	17	2	89.5
広島県	北広島町	20	3	17	15.0
広島県	合計	2,717	2,307	410	84.9

都道 府県	市町村	対象施設数	作成済 施設数	未作成 施設数	作成率
鳥取県	鳥取市	197	196	1	99.5
鳥取県	米子市	229	191	38	83.4
鳥取県	倉吉市	156	148	8	94.9
鳥取県	境港市	2	2	0	100.0
鳥取県	岩美町	3	2	1	66.7
鳥取県	八頭町	8	8	0	100.0
鳥取県	三朝町	5	5	0	100.0
鳥取県	湯梨浜町	26	26	0	100.0
鳥取県	北栄町	34	21	13	61.8
鳥取県	日吉津村	11	11	0	100.0
鳥取県	南部町	6	3	3	50.0
鳥取県	伯耆町	8	8	0	100.0
鳥取県	日南町	8	8	0	100.0
rin De III	- mz m-	-	-	_	

698

634 64

90.8

■中国地方の作成状況(R3.9末時

・避難確保計画作成率は79.3% (全国73.7% 令和3年9月末現在)

鳥取県 合計

点)

都道 府県	市町村	対象 施設数	作成済 施設数	未作成 施設数	作成率 (%)
岡山県	岡山市	2,025	1,361	664	67.2
岡山県	倉敷市	729	690	39	94.7
岡山県	津山市	84	75	9	89.3
岡山県	玉野市	2	2	0	100.0
岡山県	笠岡市	5	5	0	100.0
岡山県	井原市	58	28	30	48.3
岡山県	総社市	122	100	22	82.0
岡山県	高梁市	34	4	30	11.8
岡山県	新見市	15	12	3	80.0
岡山県	備前市	2	0	2	0.0
岡山県	瀬戸内市	65	48	17	73.8
岡山県	赤磐市	23	20	3	87.0
岡山県	真庭市	21	21	0	100.0
岡山県	美作市	37	4	33	10.8
岡山県	和気町	33	11	22	33.3
岡山県	早島町	8	2	6	25.0
岡山県	里庄町	2	0	2	0.0
岡山県	矢掛町	7	7	0	100.0
岡山県	鏡野町	24	14	10	58.3
岡山県	勝央町	7	4	3	57.1
岡山県	美咲町	8	4	4	50.0
岡山県	吉備中央町	1	1	0	100.0
岡山県	合計	3,312	2,413	899	72.9

選難確保計画作成率が全国平均未満の市町村
避難確保計画作成率が全国平均以上の市町村

対象 作成済 未作成 作成率

25 107

17

96.3

73.9

100.0 0

20.8

130 14

30 11 73.2

17

793

市町村

施設数 施設数 施設数

64 33 31

132

66 59

170 166

76 43 33

119 74 45

45 26 19

29 23

36 33

27 26

14

24 5 19

1,039

府県

山口県 下関市

山口県 宇部市

山口県 山口市

山口県 防府市

山口県 下松市

山口県 岩国市

山口県 長門市

山口県 柳井市

山口県 周南市

山口県 和木町

山口県 田布施町

山口県 平生町

山口県 山陽小野田市

山口県 周防大島町

山口県

山口県 光市

山口県 萩市

→ 市町村地域防災計画へ要配慮者施設の位置づけのない市町村

8.494

対象

施設数

105.310

作成済

施設数

77,595

作成率

(%)

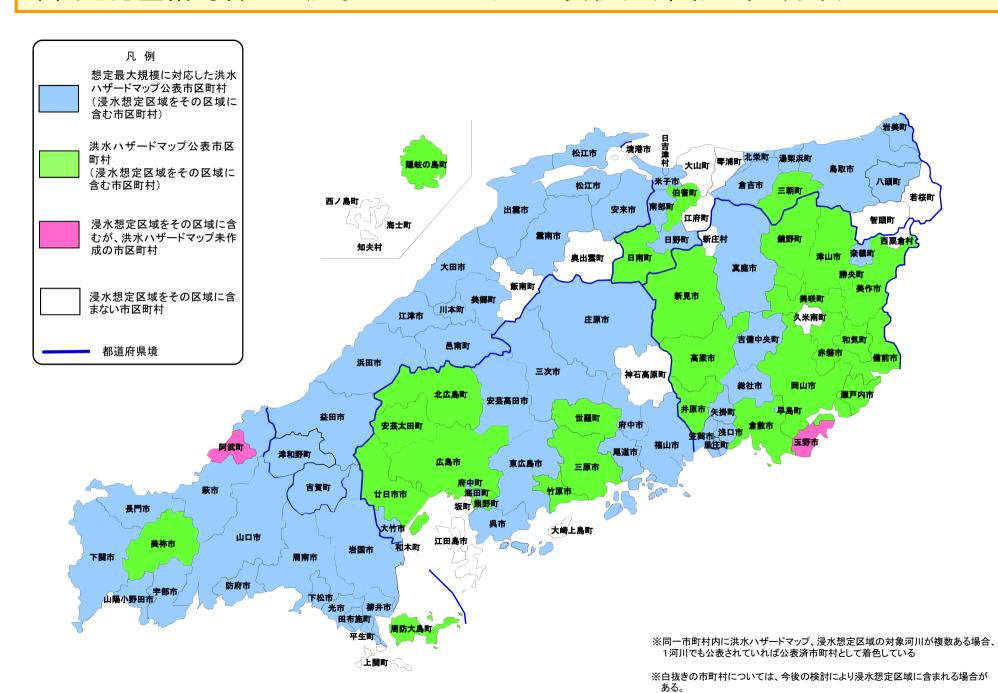
73.7

79.3

全国合計

中国地方合計

中国地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況(令和3年7月末)



国土交通省の防災教育に関する取組



- 〇各学校教育現場における防災教育の推進のため、学校と連携し、<u>指導計画の作成支援等</u>に関する取組を推進
- 〇災害時の危険な状況を表現した映像教材やイラストなど、命を守るために必要な知識を分かりやすく伝える

コンテンツを作成

現状•課題

- 〇平成29年3月に改訂された学習指導要領において、防災に関する内容が充実。
- 〇防災教育が実施されている場を拡大し、<u>命を守るために必要な知識</u>等を習得する内容へ充実する必要。
- 〇地震等に比べて、<u>水害に対する防災教育</u>は十分な取組がなされているとはいえず、危険性を正しく伝えられる ツールも不足しており必要性は高い。

指導計画の作成支援等

• 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する 支援を実施する小中学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画(わかりやすい授業の流れやポイントを整理した計画)の作成支援等に着手。

※1協議会で1学校以上で実施

• <u>平成30年度末までに、</u>国の支援により作成した指導計画等を、<u>都道府県管</u> 理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有する予定。





伊豆の国市の発問計画の例

伊豆の国市立長岡南小学校における授業の様子

避難訓練を活用した防災教育の推進

- 避難訓練及びその前後の教科学習の時間を 活用し、命を守るために必要な知識等を教える ためのマニュアルを作成予定。
- 平成29年度は全国から2校(東京、愛知)を モデル校とし、水害を想定した避難訓練を試行 し、内容の充実を検討。



高知県黒潮町での訓練 津波の届かない高台まで避難

水害に対する防災教育動画

- 児童が水害時の危険な状況を理解し、命を守るための正しい知識と日頃の供えの習得を支援。併せて教師・PTAに対して防災教育の重要性を啓発。
- 国土交通省のホームページで紹介し、授業、教師・PTAへの研修、大規模 氾濫減災協議会等で活用予定。

第1部

災害遭遇場面(危機意識の醸成)

⇒水害発生時に想定される危険事象を 紹介





第2部 災害時の対応方策

⇒各災害場面における適切な行動・ 判断の方法の紹介(国土交通省提供 ツール等の紹介)





「命を守る」ためのイラスト集

児童が怖がらずに災害時の危険な状況を学ぶことができるイラスト集を作成。









【解説】ドアの外に30cm水がたまると、ドアが開かなくなってしまうよ!
⇒家の周りが水に浸かる前に安全な場所に逃げよう!

防災教育の支援



国土交通省では、学校で行われる防災教育の取組に対して様々な支援を行っています。

町田市立鶴川第二小学校(東京都)

- ・鶴川第二小学校では「防災朝会」と題して、 命を守るために取るべき具体的な行動を教員が子供たちに紹介。
- ・国土交通省では子供たちにも分かりやすいイラストを学校に提供。

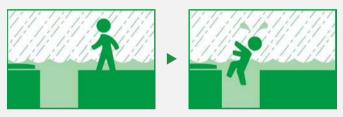


熱心に聞き入る子供たち

【子供たちにも分かりやすいイラストを作成】



ドアの外に30cm水がたまると、ドアが開かなくなってしまうよ!
⇒家の周りが水に浸かる前に安全な場所に逃げよう!



足下が見えない中歩くと、マンホールや水路に気づかず落ちて しまうことがあるよ!

⇒家の周りが水に浸かる前に安全な場所に逃げよう!



深い水たまりの中では車が走れなくなってしまうよ! ⇒道路の水たまりには入らず引き返そう!



水がひざまでの深さになると、歩くのが難しくなってしまうよ! ⇒家の周りが水に浸かる前に安全な場所に逃げよう!

防災教育の支援



国土交通省では、学校で行われる防災教育の取組に 対して様々な支援を行っています。

豊田市立元城小学校(愛知県)

- ・元城小学校では矢作川の氾濫リスクを踏まえて洪水避難訓練を実施。 命を守るために取るべき具体的な行動を教員が子供たちに紹介。
- ・国土交诵省では出前講座の実施および子供たちにも分かりやすいイラ ストやパネル等を学校に提供。



提供パネルを用いた、避難訓練前の事前指導

【先生のコメント】

イラストが想像をかき立てて、これが必要 だとか、こういう風に逃げた方がよい、と いうような発想につながった。



平成29年11月29日 全校児童約240名を対 象にした洪水避難訓練

【子供たちにも分かりやすいイラスト・パネル 等を提供]













【児童のコメント】

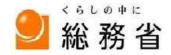
- ・イラストだと想像しやすい。
- ・写真よりもイラストの方がまとめて あり分かりやすかった。



近隣のショッピングセンターに協力してもらい屋上へ避難



避難先のショッピングセンター屋 上で、インタビューに答える児童



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

洪水氾濫被害の減災対策に関する調査 -住民等の円滑かつ迅速な避難のための取組を中心として-〈調査結果の公表〉

令和3年10月29日中国四国管区行政評価局

総務省中国四国管区行政評価局(局長:平野真哉)は、近年頻発する大規模豪雨による河川の洪水氾濫被害の減災対策を推進する観点から、中国地方における被害防止・軽減に向けた関係機関の連携状況、住民等の円滑・迅速な避難のための関係機関の取組状況を調査し、このたび、その結果をとりまとめましたので、公表します。

今回の調査結果では、一部の取組において進捗していない状況がみられたものの、その後、水防法改正(令和3年5月)などが行われたことから、今後、進捗するものと考えられますが、大規模氾濫減災協議会(注)(以下「協議会」という。)の枠組を有効に活用した関係機関の連携による取組を一層加速することが望まれます。

調査結果については、管内に設置された協議会やその構成員である河川管理者等に今後の取組の参考としてもらうよう、令和3年10月22日、国土交通省中国地方整備局に対し通知しました。

(注)国土交通省河川(国道)事務所長、気象台長、都道府県知事、市町村長等の多様な関係者が連携して、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河 川又は水位周知河川について洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するための組織



平成30年7月豪雨時の倉敷市真備町の上空写真(写真提供:国土交通省中国地方整備局)

【担当】

総務省中国四国管区行政評価局 評価監視部 第1評価監視官 柳

TEL**.0**82-228-6352

FAX 982-228-4471

本資料及び結果報告書は、ホームページに公表しています。 https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.htm 1

洪水氾濫被害の減災対策に関する調査結果の概要 -住民等の円滑かつ迅速な避難のための取組を中心として-

背景等

- 平成29年6月、水防法(昭和24年法律第193号)が改正され、「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築に向け、①大規模氾濫減災協議会制度を創設、②要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を義務化等
- 国土交通省は、「水防災意識社会」の実現に向け、「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」(平成29年6月)(以下「緊急行動計画」という。)を取りまとめ、国、都道府県及び市町村による被害防止、軽減に向けた対策を推進
- しかし、その後も平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨が発生し、中国地方を始め広域的 かつ同時多発的に河川が氾濫し、各地で甚大な人的、社会的被害が発生

主な調査事項

- 1 水害対応タイムラインの作成・見直し
- 2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- 3 洪水浸水想定区域の指定、洪水浸水想定区域図の作成・公表
- 4 洪水ハザードマップの作成・公表

調査実施時期・調査対象機関等

- 調査実施時期:令和2年9月~3年10月
- 調査対象機関:中国地方整備局
- 関連調査等対象機関:

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、市町 (17)

(注) 令和3年5月公布·7月施行

調査結果の概要

1 水害対応タイムラインの作成・見直し

- 中国地方の国管理河川では、管内全ての一級水系 (13水系)で14の多機関連携型タイムラインを作成
- 各協議会では、タイムラインの出水期前の確認、 訓練や出水期後のふりかえりにより検証・見直し を実施

3 洪水浸水想定区域図の作成・公表

- 中国地方の国及び県管理河川のうち洪水浸水想定 区域の指定対象全てにおいて想定最大規模降雨によ る洪水浸水想定区域図を作成・公表(令和3年5月末)
- 洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川の 「氾濫推定図」を作成・公表している例あり

2 避難確保計画の作成、訓練の実施

- 中国地方における要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は61.5%で、一定程度取組が進捗
- 調査した市町における同計画に基づく避難訓練の実施率は全体で378%。水防法の改正 ἐ√により、市町村への訓練結果の報告が義務化、市町村は訓練未実施施設に適時支援が可能に

4 洪水ハザードマップの作成・公表

-) 中国地方の市町村で想定最大規模降雨に対応した洪水ハザー ドマップを作成・公表しているものは37.5%
- 中国地方の国及び県管理河川のうち洪水浸水想定区域の指定 対象全てにおいて想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図 の作成終了、市町村は同ハザードマップの作成・公表が可能にっ

制度の概要

- 国土交通省では、洪水時の河川氾濫の発生を前提に、河川管理者、市町村等が連携して洪水時の状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理する水害対応タイムラインの作成を推進
- 緊急行動計画では、協議会は、毎年、出水期前に市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認、タイムラインを活用して避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえタイムラインを見直すこととされている。

主な調査結果

【国管理河川における水害対応タイムライン】

- 中国地方の国管理河川では、管内全ての一級水系(13水系)において14の多機関連携型タイムライン (注)を作成 (注)河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象として、行政機関、ライフライン事業者、公共交通機関、報道機関等が連携して作成する水害対応タイムライン
- 調査した協議会の中には、実効性のあるタイムラインを作成する ため行動項目を厳選している例あり(佐波川水害タイムライン)
- 調査した協議会では、出水期前の確認、訓練や出水期後のふりか えり結果を踏まえて、タイムラインの検証・見直しを実施

<見直し例>

・ ふりかえりでの「行動項目数が多く、多機関連携として重要な項目を見落とすおそれがある」との意見を踏まえ、多機関連携で 重要となる項目と自機関の対応が分かりやすく区別できるよう、 行動項目を分類し色分け(旭川水害タイムライン、右図参照)

【県管理河川における水害対応タイムライン】

- 中国 5県における県管理河川では、ⅰ)県が避難勧告着目型タイムライン (注) を作成し市町村と共有、ⅱ)市町村 が避難勧告着目型タイムラインを作成、ⅲ)県管理河川も対象とする多機関連携型タイムラインを活用
 - (注) 市町村長による避難勧告等の発令に着目し、河川管理者と市町村等が協力して作成する水害対応タイムライン
- 調査した県及び市町では、出水期前、災害時の対応や訓練を踏まえてタイムラインの確認を実施

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

結果報告書 P38~55

制度の概要

- 水防法に基づき、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主と して防災上の配慮を要する者が利用する施設)は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練の実施が義務付け
- 緊急行動計画では、国管理河川及び都道府県管理河川において、2021年度(令和3年度)までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を実施することを目標として設定
- 協議会は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況及び訓練の実施状況を確認し、計画の作成状況や訓 練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促す支援策について検討・調整
- 国土交通省は、都道府県に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の内容が、対象とする災害に即した適切な内容 になっているか、また、避難の実効性はあるかについて把握・点検するよう依頼

主な調査結果

<避難確保計画の作成>

- 中国地方における要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率は 61.5% で、一定程度取組が進捗(右図参照)
- 調査した市町の要配慮者利用施設における計画作成率は市町全体で55.1%。 計画の作成が進捗していない市町では、理由として、地域防災計画に対象施設 としての位置付けが完了したばかりであることなどを挙げている。
- 調査した県及び市町では、計画作成の促進に向けて説明会等の支援を実施

<避難確保計画に基づく避難訓練の実施>

○ 調査した市町の施設における避難訓練の実施率は市町全体で37.8%。訓練の 実施が低調となっている市町では、理由として、訓練に対応できる職員が不足 していることなどを挙げている。

中国地方における避難確保計画の作成状況(令和**2**年**10**月 **31**日現在) (単位:施設、%)

	_ 31 日現仕)		(単1	立・施設、%)
	区分	対象要配慮者 利用施設数	避難確保計画作 成済施設数	計画作成 率
	鳥取県	757	516	68.2
,	島根県	769	562	73.1
	岡山県	3,070	1,384	45.1
	広島県	2,527	2,004	79.3
	山口県	897	467	52.1
	中国地方	8,020	4,933	61.5
_	全国	88,601	55,075	62.2

(注)国土交通省資料に基づき作成

- 水防法改正 令和 3年 7月施行)により、施設は避難訓練の実施結果の市町村長への報告が義務化。市町村は、いつでも施設の避難訓練の実施状況を把握、訓練を実施していない施設に対し、適時、必要な支援を行うことが可能となった。 <避難確保計画の実効性の確保 >
- 調査した県及び市町の中には、施設が作成した避難確保計画の点検・確認等を行い、計画の実効性をより確保する 取組を行っている例あり(参考参照)

- 事例1 避難確保計画の実効性を確保するため、県、市町 村、専門家が連携し、計画内容を確認している例
- 鳥取県では、 今和 2年 7~8月に「社会福祉施設の避 難誘導に関する緊急調査 | を実施し、県、市町村及び 専門家が、県内の社会福祉施設のうち、バックウォー ター現象(注)が発生し浸水被害が特に大きいと予想さ れる区域にある施設の避難確保計画の内容を点検・確 認
 - (注) 本川(流量、長さ、流域の大きさなどが、最も重要と考えられる、あるいは 最長の河川)と支川(本川に合流する河川)の水位が高い時間が重なって、支 川の水が流れにくくなる現象
- 点検・確認は、専門家の意見を取り入れ、作成した 点検用チェックリストをもとに、計画上の避難経路や 避難方法が実現可能なものとなっているかなどを実地 に確認
- その結果を踏まえて、①要配慮者利用施設が作成し た計画に基づき訓練が実施できていなかった例、②施 設における浸水深や浸水タイミングに見合った垂直避 難又は屋外避難の判断が適切に定められていなかった 例などを把握し、専門家の意見も踏まえ計画を見直し
- 専門家からは、速やかに避難行動が開始できるよう、 警戒レベル2(大雨注意報等)の段階で避難の準備に とりかかることや、訓練の実施等を通じて、避難に要 する時間を計測し、避難行動を開始するタイミングを 決めておくべきなどの意見あり

- 事例2 市町が要配慮者利用施設の避難訓練に参加し、 施設が作成した計画案の内容を確認している例
- 鳥取県南部町では、町内の保育園が作成した避難確 保計画案に基づき、園児(約50人)を保育園から水害 時の避難場所まで避難誘導を行う訓練を実施
- 訓練では、対象施設における洪水氾濫被害が発生し た際の想定浸水深を参考に、避難経路の中に危険箇所は ないかを確認・検証
- その結果を踏まえて、①幼児の場合は、体力的な配慮 が必要であるとして、保育園からより近い公共施設に避 難先を変更、②避難経路の浸水深を要所で確認し、より 浸水深が浅い箇所を移動できるよう経路を修正、③避難 経路上にある内水の浸水が起きるような側溝などの危険 筒所を明示するなど計画案を見直し

避難経路に明示された危険箇所の写真(南部町提供)





結果報告書 P56~69

3 洪水浸水想定区域の指定、洪水浸水想定区域図の作成・公表

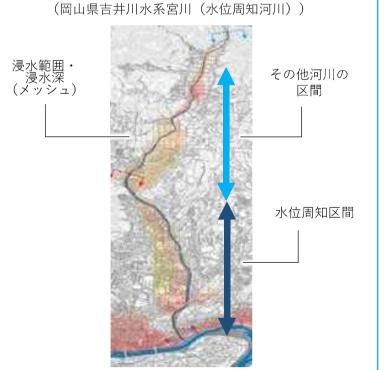
制度の概要

- 水防法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨 (注)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し公表
- 緊急行動計画では、都道府県管理河川は、2020年度(令和2年度)までに、想定最大規模降雨による浸水想定区域 図が未作成の約150河川について、作成・公表することを目標として設定
- 令和元年東日本台風等の水災害では、水位周知河川等に指定されておらず、水害リスク情報が公表されることに なっていない、その他河川(中小河川)の氾濫による被害が発生するなど、水害リスク情報の提供が課題
- (注) 水防法第 14条第1項に規定する想定し得る最大規模の降雨(1,000年に1度程度の大雨)。平成27年の水防法改正により、指定の前提となる降雨が計画降雨から拡充された。

主な調査結果

- 洪水浸水想定区域の指定対象河川において、中国地方の国管理河川 (39河川)及び中国5県の県管理河川(201河川)の全てが想定最大規 模降雨による洪水浸水想定区域図を作成・公表(令和3年5月末)
- 調査した県及び市町の中には、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていないその他河川(中小河川)が氾濫した場合に想定される浸水範囲及び浸水深を示した図(氾濫推定図)を作成・公表している例あり
 - < 氾濫推定図を作成・公表している例 >

岡山県では、県内の洪水予報河川及び水位周知河川に流れ込む支川のうち、洪水時に相当の被害が生じるおそれのある、2000その他河川 (中小河川)について、想定最大規模降雨による氾濫推定図(参考図) を作成・公表(右図参照)



氾濫推定図(参考図)を作成・公表している例

4 洪水ハザードマップの作成・公表

制度の概要

- 水防法に基づき、市町村長は、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域について、洪水予報等の伝達方法や避難施設、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成・配布
- 緊急行動計画では、国管理河川及び都道府県管理河川において、2020年度末(令和2年度末)までに、想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップが未作成の約800市町村において、作成・公表することとされている。
- 国土交通省は、市町村に対し、従前の洪水浸水想定区域を想定最大規模降雨を前提としたものに変更した場合や、 避難場所又は避難経路等が変更になった場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成し、見直し をするとともに、住民等への周知を徹底するよう求めている。

主な調査結果

- 中国地方の市町村において、想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを作成・公表しているものは37.5%(右図参照)。調査した17市町のうち、同ハザードマップを作成・公表しているものは10市町(58.8%)。
- 作成・公表していない市町では、理由として、対象河川の想定最大規模降 雨による洪水浸水想定区域図が未公表又は公表されたばかりであることを挙 げている。
- 中国地方の国管理河川及び県管理河川の全てにおいて想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成・公表が終了(令和3年5月末)、市町村は同 ハザードマップの作成が可能となった。
- 調査した17市町のうち、想定最大規模降雨に対応した指定緊急避難場所の 指定の見直しを行ったものは11市町、見直し中が6市町
- 指定緊急避難場所の見直しを行った市町の中には、想定最大規模降雨の場合に活用できる避難場所の数に限りがあることから、立地条件及び構造条件 (注)のいずれも満たしていない避難場所を指定せざるを得ない状況あり
 - (注)指定緊急避難場所は、立地条件又は構造条件を満たす施設又は場所を指定することとされ、立地条件を満たす例として浸水想定区域外にあるもの、構造条件を満たす例として想定水位以上の高さに避難スペースがあるものが挙 げられる。

中国地方の市町村における洪水ハザードマップの 作成・公表状況 (単位:市町村、%)

県名	作成対 象市町 村数	洪水ハザー ドマップを 作成・公表	うち、想定最大 規模降雨に対応 した洪水ハザー ドマップを作 成・公表
鳥取県	14	14 (100.0)	12 (85.7)
島根県	14	14 (100.0)	7 (50.0)
岡山県	24	23 (95.8)	5 (20.8)
広島県	19	19 (100.0)	5 (26.3)
山口県	17	17 (100.0)	4 (23.5)
計	88	87 (989)	33 (37.5)

(注) 国土交通省資料「洪水ハザードマップ作成市町村一覧」 (令和2年7月31日現在)に基づき、当局が作成した。

大規模・広域避難に関連する制度

平成29年12月21日

洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討WG

避難先の協議

概要

災害対策基本法において、災害発生時に一つの市町村の区域を越えて住民が避難する場合の市町村間等における協議の手続について、以下の規定がある。

広域一時滞在(同一都道府県内の場合)の概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

- 被災市町村長が他の市町村長と協議を行う。
 - ▶ 協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り、被災住民を受け入れなければならない。
 - ▶ 「正当な理由」とは、受入れ先の市町村も被災していること、あらかじめ指定した受入れ施設の収容可能人数を上回っていること等が挙げられるが、これらのような場合であってもなお、災害の規模、被災状況等によっては、被災者の受け入れを行わなければならないこともあり得る。
 - ▶ 広域一時滞在に係る費用については、被災地方公共団体が原則として負担する。
- 被災市町村長が適当な協議の相手方を見つけられないような場合、都道府県知事が助言を行う。
 - ➤ 日頃から繋がりのない市町村と協議をしなければならないことや、被災市町村に区域を越えた行政サービスについての豊富な知見を求めることは困難であることから、 都道府県が助言をしなければならないとしている。
 - ▶ 助言の内容としては、受入れ先の候補となる市町村や、被災住民の受入れ能力(施設数、施設概要等)等が考えられる。
- 被災市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、都道府県知事が代行する。
 - ➢ 都道府県がその区域内の市町村が処理する防災に関する事務の実施を助ける責務を有することに鑑み、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合において、都道府県知事が代行する。
- 被災市町村長に加え、都道府県知事もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

都道府県外広域一時滞在(都道府県の区域を越える場合)の概要

- 市町村長から要求を受けて、都道府県知事が他の都道府県知事と協議を行う。
 - ➢ 協議を受けた都道府県知事は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
 - 協議先都道府県知事と協議をした管轄内の市町村長は、正当な理由がない限り、被災住民を受入れなければならない(「正当な理由」は広域一時滞在と同じ)。
 - ▶ 都道府県外広域一時滞在に係る費用については、被災地方公共団体が原則として負担する。
- 都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけられないような場合、内閣総理大臣が助言を行う。
 - ➤ 日頃から繋がりのない都道府県と協議をしなければならないことや、被災都道府県に区域を越えた行政サービスについての豊富な知見を求めることは困難であることから、都道府県が助言をしなければならないとしている(助言の内容は広域一時滞在と同じ)。
- 都道府県知事がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

避難先の協議

(広域一時滞在の協議等)

第86条の8 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在(以下「広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町 村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 4 第1項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第1項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第86条の9 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、都道府県 知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、<mark>被災住民を受け入れるものとする</mark>。この場合において、都 道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

第4項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定

- し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事(以下この条において「協議元都道府県知事」という。)に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)に通知するとともに、内閣総理大臣に 報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 第1項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第86条の10 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置(同条第6項及び第7項の規定による報告を除く。)の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第86条の11 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第86条の9第1項の規定による要求がない場合であっても、同条第2項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第9項中「第1項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第11項中「第1項」とあるのは「第86人、11前段」と、「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第11項中「第1項」とあるのは「第86人、11前段」と、「前項の界外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第9項の内閣府令で定める者に場合しなければした。「前項の内閣府令で定める者に通知しなければしおるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第13項中「前項」とあるのは「第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第11項」とし、同条第10項及び第12項の規定は、適用しない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第86条の12 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第86条の8第1項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第86条の9第2項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について<mark>助言をしなければならない</mark>。

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)

第86条の13 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置の全部若しく出一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第86条の11前段並びに第86条の9第8項並びに第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定により実施すべき措置(第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定により実施すべき措置(第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定による報告を除く。)の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

7

(事例紹介) 災害時の相互応援協定(古河市長、坂東市長、境町長、五霞町長、県建設業協会境支部長)

災害時の相互応援協定を締結 (2014.6.3) ~洪水犠牲者ゼロを目指して~

古河市・坂東市・境町・五霞町・茨城県建設業協会境支部は6月3日、坂東市ベルフォーレにおいて、災害時等における相互応援に関する協定を締結しました。平成20年9月に内閣府が公表した被害想定では、古河市・坂東市・境町で大規模な浸水が発生した場合、最悪1万人を超える人的被害があるとされています。大規模災害の可能性を踏まえ、災害時の一丸となった協力体制を確認しました。



▲災害時相互応援協定を締結し、防災へ の決意を新たにしました

出典: 広報古河 2014.7.1(http://www.aity.ibaraki-koga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000003/3024/koga_0701_11.pdf)

広域避難で自治体が特定の避難所を指定した覚書を交わす茨城県初の事例

利根川の堤防が決壊した場合・・・

- ◆境町は<mark>面積の約8割が浸水</mark>する可能性があり、町内では最大で約8m浸水し、境町役場の浸水のほか、周辺道路の冠水の恐れがある
- ◆役場内の災害対策本部が機能しない可能性がある



災害時は茨城県立坂東総合高校(坂東市)に避難者の受け入れや境町の災害対策本部機能の一時的な受け 入れなどを盛り込んだ覚書を交わした

(事例紹介) 浸水時における広域避難に関する協定(桑員地域防災対策会議)

平成28年10月に、海抜ゼロメートル地帯を有する桑名市、木曽岬町を避難市町とし、いなべ市、東員町を受入市町とする「浸水時における広域避難に関する協定」を締結

浸水時における広域避難に関する協定

桑名市、いなべ市、木曽岬町及び東員町は、桑名市及び木曽岬町の海抜ゼロメートル 地帯において風水害による高潮・洪水、又は地震・津波による浸水が発生し、又は発生 するおそれがある場合(以下「浸水時等」という。)において、桑名市及び木曽岬町の 住民が、市町の境界を越えていなべ市及び東員町へ避難(以下「広域避難」という。) する場合の避難及び受入に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、浸水時等に桑名市及び木曽岬町の住民が、広域避難を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 避難市町 桑名市及び木曽岬町又はどちらか一方
- (2)受入市町 いなべ市及び東員町
- (3) 避難施設 受入市町が指定する施設

(避難施設の使用)

- 第3条 桑名市が、浸水時等において避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、 桑名市内の指定避難所では収容できない場合、受入市町の避難施設を使用できるも のとする。
- 2 木曽岬町が、浸水時等において広域避難に係る避難勧告又は避難指示を発令した場合、受入市町の避難施設を使用できるものとする。

(使用要請)

- 第4条 避難市町の長は、広域避難に係る避難勧告又は避難指示を発令する場合は、受 入市町の長に対して、避難施設の使用について文書により要請を行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を行い、後に速やかに文 書を提出するものとする。
- 2 避難市町が避難施設の使用の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を受入市町 に明示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、概数、見込み等とし、後に 通知するものとする。
- 一 避難する人数
- 二 避難する期間
- 三 前各号に定めるもののほか必要な事項

(避難者の受入)

第5条 受入市町の長は、前条第1項に定める要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、使用する避難施設を指定し、避難市町の住民を受け入れるものとする。

(避難施設の運営)

- 第6条 避難市町が広域避難を実施する場合に使用する避難施設の運営は、避難市町が 行うものとする。ただし、避難初動期において避難市町の体制が整わない場合は、 受入市町に応援を要請し、受入市町はその要請に応ずるものとする。
- 2 避難施設の運営にあたって、必要となる資材、食料等は避難市町が調達するものと する。ただし、調達するいとまがない場合は、受入市町に応援を要請し、受入市町 はその要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第7条 受入市町が、避難市町の住民の受入及び避難施設の運営に要した経費は、原則 として避難市町が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各市町及び立会人が記名押印し、各1通を保有するものとする。

附則

この協定は、平成28年10月26日から適用する。

平成28年10月26日

桑名市長 伊藤 徳宇

いなべ市長 日沖 靖

木曽岬町長 加藤 隆

東員町長 水谷 俊郎

(立会人) 三重県桑名地域防災総合事務所長 佐伯 雅司

4

市町村等への助言

概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

(指定行政機関の長等による助言)

- 市町村長が避難勧告等を発令する際、河川等の施設管理者が市町村以外の者であるため、当該施設の情報が十分に得られないこと、 又は情報を得られても十分に知見がないため活用できないこと等により、<mark>避難勧告等の発令を躊躇したり、タイミングを逃したりする</mark>こと が考えられる。
- そのため、専門的知見等を有している河川管理者や気象台等から、災害に関する情報等の必要な助言を得られる体制をあらかじめ構築しておくために、市町村長は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して助言を求めることができることが定められた。

【災害対策基本法】

(関係行政機関等に対する協力要求)

第21条 都道府県防災会議及び市町村防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(指定行政機関の長等による助言)

第61条の2 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

※水防法においても、切迫した状況下で、避難勧告等が発令されておらず、河川管理者として市町村長が避難勧告等を発令すべき状況と判断し、これを市町村長に進言することができる (参考:「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」(平成29年2月 国土交通省))

【水防法】

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して 指示をすることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

避難勧告等の発令

概要

※1 逐条解説 災害対策基本法

※2 災害対策基本法 沿革と解説 野田卯一著 出版者:全国防災協会

(避難勧告等の発令権者)

■ 洪水・高潮に関する避難のための立退きの指示について、災対法による避難の指示等は市町村長が行うこととされている。

(避難勧告等の発令が災害対策基本法では市町村長に付与された背景)

■ 災害の種別により発令権者が異なることにより、相互の連携が十分にとられず、このことがひいては惨事を招いていることに鑑み、災害対策基本法では住民に最も身近な市町村長に災害全般についての避難のための勧告または指示の権限を与えることとした*1 *2 。

【災害対策基本法】

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の 事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部 又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

※水防法においては、都道府県知事が避難の指示を行うとされている。これらは、災害対策基本法と水防法のそれぞれの規定に定める要件を具備している限

り、いずれの規定の適用も考えられ、それぞれの規定の適用に当たり優先順位が存在するわけではない(参考:逐条解説 災害対策基本法)

【水防法】

(立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、 滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

内閣総理大臣から国民に対する周知

概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

- 非常災害が発生し、又はおそれがある場合、市町村長が避難勧告・指示を行うことに加え、内閣総理大臣から国民に対し、予想される災害の事態 やとるべき措置等的確かつ迅速な避難のため必要となる情報を周知することとしている。
- 被災地域の住民に適切な情報を提供し、市町村長が行う避難勧告・指示の効果を高めるために行うものである。
- 周知の方法としては、内閣総理大臣自らの記者会見のほか、防災担当大臣や内閣府防災担当職員による記者会見や資料提供、ホームページその他のインターネットを用いた情報提供など、事態に応じた適切な手法がとられる。

【災害対策基本法】

(国民に対する周知)

第51条の2 内閣総理大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は 防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

都道府県の応急措置(避難者の運送の要請等)

概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

災害対策基本法において、都道府県の応急措置(避難者の運送の要請等)について、以下の規定がある。

■ 都道府県知事は、当該地域内の応急措置を総合的に調整する見地から、関係機関(指定公共機関、指定地方公共機関等)に対し、応急措置の 実施を要請し、又は求めることができる。

(参考)

東京都の地域防災計画等によると、江東5区を通過する鉄道会社について、指定公共機関に指定されている会社以外の全ての会社が指定地方公共機関に指定されており、なおかつこれらの機関が避難者の輸送の役割を担うことについて記載されている。

【災害対策基本法】

(都道府県の応急措置)

第70条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

- 2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。
- 3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、<mark>都道府県知事は、</mark>指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、<mark>指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。</mark>この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

(参考事例) 災害時等におけるバス利用に関する協定(所沢市)

地震や集中豪雨など大規模災害等による広域的な被害が発生、または、発生するおそれが ある場合に、避難者がバスにより避難所等に安全かつ迅速に避難するため、平成25年5月 31日、一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会と「災害時等におけるバス利用に関する 協定」を締結

出典:所沢市HP(https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/moshimo/bosai/sonaeru/oenkyotei/buskyoutei.html)

災害時等におけるバス利用に関する協定書

所沢市(以下「甲」という。)と一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会 (以下「乙」という。)とは、災害時等における乙所有のバス(以下「バス」 という。)の利用に関し、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場 合(以下「災害時等」という。)において、避難者をバスにより避難所に安全 かつ迅速に避難させること、又は一時的な避難所としてバスを利用すること により、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の 異常な自然現象及び大規模な火事、爆発、武力攻撃事態等、緊急対処事態の 原因により生ずる被害をいう。

(配車の要請等)

第3条 甲は、災害時等において、避難者を避難所に避難させること又は一時的 な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対 して甲が指定する場所への配車を要請するものとし、乙は、甲からの要請が あったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

(要請の方法)

- 第4条 配車を要請は、原則としてバス配車要請書(別記様式)により行うも のとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はファックス等によ り要請できるものとし、その後速やかに配車要請書を提出するものとする。
- 2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について確認するとともに、災害時等 に支障をきたさないように努めるものとする。

(連絡責任者の選任等)

第5条 甲及び乙は、災害時等におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞ れ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定による要請により乙に発生する経費の甲における負担額 は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議の上決 定するものとする。

(経費の請求等)

第7条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するもの とし、甲は乙から請求があった目から30日以内に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年5月30日までとする。 ただし、この協定の期間の満了する日の30日前までに甲乙いずれからも申 し出がない場合はさらにこの協定を1年間更新するものとし、以後の期間に ついても同様とする。 ※H29年も引き続き更新が行われている

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたと きは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、そ れぞれ1 通を保有する。

平成25年 5月31日

所沢市並木一丁目1番地の1 甲 所沢市

所沢市長

坂戸市小沼292番地1

乙 一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会

会 長

8

協力・連携を図る体制

概要

■ 大規模・広域避難の検討を進めるにあたり、災害対策基本法では、都道府県防災会議の協議会において都道府県相互間地域防災計画の作成が、市町村防災会議の協議会において市町村相互間地域防災計画の作成が規定されている。また、水防法においては、大規模氾濫減災協議会の組織が規定されている

(都道府県相互間地域防災計画及び市町村相互間地域防災計画)

- 相互間地域防災計画は、協議により定めた地域を対象として作成する※1。
- 市町村相互間地域防災計画としては、駒ヶ岳、有珠山等の九火山及び北海道泊原子力発電所周辺市町村で構成されている協議会が作成しているものがある^{※1}。

(大規模氾濫減災協議会)

- 洪水氾濫による被害の軽減を図るため、ハード・ソフトー体となった対策について多様な関係者が協議を行い、その結果を「地域の取組方針」等としてとりまとめて取組みを推進する※2。
- 協議事項としては、円滑かつ迅速な避難のための取組、適確な水防活動のための取組及び氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組み等が想定される※2。

協議会での取組事項

- ①円滑かつ迅速な避難のための取組
- ①-1情報伝達、避難計画等に関する事項
- ア洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
- イ避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認
- ウ水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知
- エICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実
- オ隣接市町村等への広域避難体制の構築
- 力要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援
- ①-2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- ア想定最大規模隆雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有
- イ洪水ハザードマップの作成・改良と周知
- ウまるごとまちごとハザードマップの促進
- 工住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実
- 才防災教育の促進
- ①-3円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
- ア危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
- イ危機管理型ハード対策の実施
- ウ河川防災ステーション等の整備
- 工避難場所、避難経路の整備

- ② 的確な水防活動のための取組
- ②-1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
- ア重要水防筒所の確認
- イ水防資機材の整備等
- ウ水防訓練の充実
- エ水防に関する広報の充実
- オ水防団間での連携、協力に関する検討
- ②-2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 ア災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
- イ洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実
- ウ大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進
- ③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
 - ア排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 イ浸水被害軽減地区の指定
- ※1 逐条解説 災害対策基本法
- ※2 水防法等の一部を改正する法律の施行について(平成29年6月19日 国土交通省)
- 大規模氾濫減災協議会の構成員は、これを組織する国土交通大臣並びに都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者及び 管区気象台長又は沖縄気象台長若しくは地方気象台長が必須の構成員とされている。また、必須の構成員に加え、国土交通大臣又 は都道府県知事が必要と認める者を協議会の構成員とすることができる。例えば、浸水が想定される近隣市町村、広域避難の受け入 れ先として想定される近隣市町村、避難誘導や救助といった災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊、協議会における取 組の前提となる地形情報を有する国土地理院、洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者等が想定されるところである※2。 ๑

協力・連携を図る体制

【災対法】

(都道府県相互間地域防災計画)

第43条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

(市町村相互間地域防災計画)

第44条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相 互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域 防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

【水防法】

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、<mark>想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会</mark>(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

その他(避難所費用の負担について)

概要

- 多数の者が避難して継続的に救助を必要と<mark>見込まれる場合</mark>においては、都道府県知事の判断により<mark>災害救助法を適用</mark>することができる。
- その場合、例えば、大規模水害発生の恐れがある場合で大規模・広域避難に伴う"救助(避難所の設置等)"に対しては、当該都道府県が費用を負担する。(国庫による負担も一定割合ある。)

【災害救助法施行令】

(災害の程度)

第1条 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

【災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令】

(令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準)

第2条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(参考)救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の設置
- ② 食品、飲料水の給与
- ③ 被服、寝具等の給与
- ④ 医療、助産
- ⑤ 被災者の救出

- ⑥ 住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- 8 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(救助法第4条)

その他(緊急災害対策本部・非常災害対策本部の設置)

概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

- 災害が発生した場合において、特別の必要があると認める時に、内閣府に非常災害対策本部を設置する。
- 国の総力を挙げて災害応急対策の推進に当たらなければならないほどの災害が発生した場合に緊急災害対策本部を設置する。
- 非常災害対策本部長は、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対し、指示権を有する。
- 緊急災害対策本部長の場合には、指定行政機関の長に対しても指示することができる。
- 指示の内容としては、地方公共団体に対する相互間での広域応援の実施の指示や指定地方行政機関等に対する物資の供給、輸送等に関する民間の広域協力の要請等が想定される。

【災対法】

(非常災害対策本部の設置)

第24条 <mark>非常災害が発生した場合</mark>において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内 閣府設置法第四十条第二項 の規定にかかわらず、臨時に<mark>内閣府に非常災害対策本部を設置することができる</mark>。

2 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(非常災害対策本部長の権限)

第28条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係 指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。
- 5 非常災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部の設置)

第28条の2 <mark>著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合</mark>において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法 第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

- 2 第二十四条第二項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。
- 3 第一項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は廃止されるものとし、 緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(緊急災害対策本部長の権限)

第28条の6 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係 指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他 の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
- 5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の 一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。
- 6 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

12